

賃金相談のご案内

～ 賃金制度・退職金制度の相談に無料で応じています～

企業を取り巻く環境が著しく変化し、働く側の労働に対する意識も多様化する中、人事制度や賃金・退職金制度を見直す動きが進んでいます。

広島労働局では、専門の賃金相談員（中小企業診断士・社会保険労務士等）を配置し、賃金制度・退職金制度に関する相談に無料で応じています。お気軽にご利用ください。

希望される方は、下記の「賃金相談申込書」によりお申込みください（FAX可）。希望日時を調整のうえ、ご連絡いたします。また、ご要望によっては、賃金相談員が最寄りの労働基準監督署や事業場に出張して相談に応じることもできます。

1 相談日時（平成22年度）

- ① 相談日 原則として毎月第2水曜日です。（なお、別に第4水曜日も設定していますが、こちらは事前申込みによる日程変更・出張相談のための予備日です。）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
常設日	14	12	9	14	11	8	13	10	8	12	9	9
予備日	28	26	23	28	25	22	27	24	22	26	23	23

- ② 相談時間 午前9時より午後5時まで（正午から1時間を除きます。）

- ③ 相談場所 広島労働局労働基準部賃金室内
広島市中区上八丁掘6番30号 広島合同庁舎2号館5階
TEL（082）221-9244 FAX（082）221-9252

2 相談の内容例

- ①基本給や諸手当の決め方 ②賃金体系・賃金水準の整備・見直し
③賞与・退職金制度の整備・見直し ④その他、適格退職年金制度からの移行問題など

-----（切り取り線）-----

広島労働局労働基準部賃金室 御中

賃金相談申込書

申込者氏名		労使等の別		労・使・その他	
事業場	名称	TEL			
	所在地	希望相談日時		月	日 時
	労働者数	人	業種	労働組合	有・無
<input type="checkbox"/> 出張相談を希望する。（希望する場合には、 <input type="checkbox"/> をチェックしてください。）					
相談の場所（ <input type="checkbox"/> 最寄りの労働基準監督署、 <input type="checkbox"/> 事業場、 <input type="checkbox"/> その他（ ））					
相談内容					